

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民記録関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

九度山町は、住民記録関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

和歌山県 九度山町長

## 公表日

令和7年2月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民記録関連事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳法に基づき、住民の居住関係の公証等に関する事務の処理を行っている。 また、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住民票を編成し、住民基本台帳を作成</li><li>・転入届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正</li><li>・転入届に基づき、住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</li><li>・住民票の写し等の交付</li><li>・住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</li><li>・地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会</li><li>・住民からの請求に基づく住民票コードの変更</li><li>・個人番号の通知及び個人番号カードの交付</li><li>・個人番号カード等を用いた本人確認</li><li>・証明書コンビニ交付に関する事務</li><li>・転出・転入ワンストップ(マイナポータルから申請管理システムを経由し住基システムへ申請データを取り込む)</li></ul>
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報連携システム、コンビニ交付システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名基本ファイル、宛名履歴ファイル、住基異動ファイル、コンビニ情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>第7条(指定及び通知)</li><li>第16条(本人確認の措置)</li><li>第17条(個人番号カードの交付等)</li></ul> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>第5条(住民基本台帳の備付け)</li><li>第6条(住民基本台帳の作成)</li><li>第7条(住民票の記載事項)</li><li>第8条(住民票の記載等)</li><li>第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li><li>第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li><li>第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li><li>第22条(転入届)</li><li>第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li><li>第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li><li>第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li><li>第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li></ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 実施しない  (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒648-0198和歌山県伊都郡九度山町九度山1190 九度山町役場総務課 電話番号:0736-54-2019(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒648-0198和歌山県伊都郡九度山町九度山1190 九度山町役場総務課 電話番号:0736-54-2019(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ O ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、「特定個人情報等に関する教育・研修計画」を作成し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、情報セキュリティ研修及びマイナンバー研修を実施している。また、人事異動等により新たに事務に従事する職員に対しては、追加でeラーニングを受講するよう義務付けている。 各研修において、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。 これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第7条、第16条、第17条 住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、 第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30 条の6、 第30条の10、第30条の12	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平 成25年5月31日法律第27号) 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等)  2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25 日法律第81号) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等 の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写 しの交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保す るための措置) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けてい る者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への 本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町 村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県 の区域内の市町村の執行機関への本人確認 情報の提供)	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年2月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワ ークシステムによる 情報連携 ② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、 18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、 67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、 94、96、97、101、102、103、105、106、107、 108、111、112、113、114、116、117、120項)	(情報照会の根拠) 実施しない  (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総 務省令第9号)第2条の第三欄(情報提供者)が 「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人 情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、 53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、 81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、 110、112、115、118、124、129、130、132、136、 137、138、141、142、144、149、150、151、152、 155、156、158、160、163、164、165、166項)	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にあたらないた め。
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の集計か	令和5年4月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にあたらないた め。
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の集計か	令和5年4月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にあたらないた め。
令和7年2月28日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(新規項目)	十分である	事後	様式の改正に伴う項目の追加



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 判断の根拠	(新規項目)	下記の対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。	事後	様式の改正に伴う項目の追加
令和7年2月28日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の改正に伴う項目の追加
令和7年2月28日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(新規項目)	毎年度、「特定個人情報等に関する教育・研修計画」を作成し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、情報セキュリティ研修及びマイナンバー研修を実施している。 また、人事異動等により新たに事務に従事する職員に対しては、追加でeラーニングを受講するよう義務付けている。 各研修において、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。 これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式の改正に伴う項目の追加